

平成 2 5 年

第 4 回市議会定例会 議案第 3 4 号

区域外における函館市道の設置について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項および第 3 項の規定により，次のとおり北斗市と協議のうえ，函館市道を設置するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 設置場所

北斗市追分 2 丁目 2 5 番 1 4 地先から

北斗市七重浜 5 丁目 3 5 6 番 1 4 地先まで（別紙図のとおり）

2 敷地の幅員

1 . 5 5 ~ 5 . 1 3 m

3 敷地の延長

1 , 0 6 4 . 1 m

4 路線名

市道西桔梗中央線

5 道路の管理

別途協議する

# 別紙図

## 道路定規図

(函館市側)

(北斗市側)

